

尾張旭市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和3年1月29日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

## 定例監査報告書

### 1 監査の種類

定例監査

### 2 監査の対象

教育委員会（教育行政課、学校給食センター、生涯学習課、図書館、文化スポーツ課）

### 3 監査の期間

令和2年11月25日から令和2年12月25日まで

### 4 監査の方法

令和2年度（令和2年10月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

### 5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### 6 指摘事項（注意すべきもの）

- (1) 給食配送車の廃棄処分について、物品不用決定伺書の作成がされていない。尾張旭市物品管理規則第18条及び第19条に従い、物品不用決定伺書により不用の決裁を受けた後、物品廃棄決定伺書により物品出納員と協議を行った上で、売却、譲渡又は廃棄する必要がある。（学校給食センター）
- (2) 公民館研修室空調設備取替工事について、監督員を任命しているが、請負者に通知がされていない。尾張旭市公共工事請負契約約款第10条により、監督員を定めるときは、その氏名を請負者に通知しなければならないとされている。（生涯学習課）
- (3) 図書館用備品購入について、契約金額が10万円を超えているが、尾張旭市契約規則第25条の2のただし書により1者見積としている。契約の相手方を任意に特定する場合には、相手方を選定した理由等を明確に施行伺いに記述する必要がある。（図書館）

## 定例監査報告書

### 1 監査の種類

定例監査

### 2 監査の対象

会計課

### 3 監査の期間

令和2年11月25日から令和2年12月25日まで

### 4 監査の方法

令和2年度(令和2年10月31日現在)における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

### 5 監査の結果

所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### 6 指摘事項(注意すべきもの)

歳入システム改修業務委託において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。

また、業務の再委託について承認をしているが、再委託申請書の書面では、再委託業務の一部とされる業務内容が明らかにされていない。